買収の打診を受けて、知財として何が評価されるか

株式会社ハルミズ様　ご相談の対象：貴社の権利3件（交換時期カウンターの特許、カウンター部の形の意匠、製品名の商標）
貴社の状況：創業6年目です。携帯用浄水ボトルを発売して4年、年商は1.2億円で、特許・意匠・商標を1件ずつ持っています。事業会社から買収の打診があり、10月20日までに、持っている権利の一覧（各権利の番号と状況をまとめたもの）を求められています。
2026年9月5日にいただいたご相談について、調べた結果と当所の結論をまとめました（2026年9月23日時点）。

※本資料は月額サービス「特許マンの知財担当」の見本です（株式会社ハルミズと製品・貴社が持つ権利は架空／他社の特許・商標・意匠の記載は実在）。ほかの見本と同じ会社が、権利を持ったあとの場面です。

3件とも評価対象。他社特許は確認中

根拠　貴社がお持ちの権利は3件（特許1・意匠1・商標1）です。ただし貴社のフィルターの作りが、下の「1」の他社の特許2件の範囲に入っているかどうかは、まだ確かめていません。入っていれば、その特許の持ち主から、製品の販売をやめることや、これまでの売上に応じたお金を求められることがあります。

判断　当所の対比で、他社の特許の条件を製品が満たしそうな場合、予定どおり10月20日に一覧を渡すか、買い手に頼んで渡す日を遅らせてもらうかは、貴社のご判断です。

1. 貴社の製品に近い他社の権利と出願

特許の番号	名称	権利者・出願人	どこが近いか・いま権利が生きているか
特許第7307421号	携帯用浄水ボトル	エ．マ．フ．ル合同会社／中村 充男	最長2043年まで効力がある他社の権利です。フィルターのカートリッジをキャップとパッキンにねじ込んで留める構造を守っています。貴社の留め方がねじ込み式なら、この構造に近くなります。
特許第7103941号	重力流式フィルタアセンブリ	Hydros社（ハイドロスボトル，エルエルシー・米）	最長2036年まで効力がある他社の権利で、注ぐ型の装置に使うフィルターを押さえた部分もあります。同じ系列の特許第7636371号と、当所で審査を追っている出願もあります。

2. 買い手に渡す一覧を決める材料（評価されるもの・権利の持ち主・販売の妨げの有無）

買収で何が評価されるか
3件（特許1・意匠1・商標1／いずれも登録済み）
買収で評価される権利の中心は、特許庁に登録された権利です（ノウハウや、他社から使わせてもらっている権利も見られます）。借金の担保に入れた登録や、1社だけに独占して使わせる登録の有無は、今回は確かめていません。特許の価値の目安は下の参考試算にあります。

権利が貴社のものになっているか
3件とも貴社のものです。
3件のどれかを他社に使わせていれば、お知らせください。使わせる約束は特許庁の記録を調べても分からないことがあります。買収の契約では、一覧に「これで全部です」と売り手が保証するのが一般的で、漏れた約束が後で見つかると、買い手が売り手（株式を売る形なら株主）に補償を求めることがあります。

他社の権利が販売の妨げにならないか
まだ確かめていません。
フィルターが上の「1」の2件の特許の条件を満たすかと、貴社が第7307421号の出願（2023年3月30日）より前から同じ留め方で売っていたかを、10月9日までに当所が確かめます。前から売っていれば、範囲に入っても売り続けられることがあります。出願より前の製品の写真や販売の記録を、あればお送りください。

参考試算　貴社の特許の価値の目安です（この特許の仕組みを他社から借りるなら払うはずの使用料を、5年分、今の価値に直した合計）。前提＝年商1.2億円（貴社ご説明）・5年（製品の世代交代の目安・貴社ご説明）・割引率10%（当所が置いた値）・料率2〜5%（経済産業省が2025年に公表した調査で、回答の半分以上が入る帯）。控えめ（寄与15%＝交換時期が分かることが、製品を選ぶ理由の一つにとどまる場合）なら**約136〜341万円**／強め（寄与40%＝それが選ぶ理由の中心の場合）なら**約364〜910万円**。**寄与の値は当所が置いたもので、どう見るかで数字は変わる**ので2通りお示ししています。この試算は金額を確定せず、買い手にはお見せいただけません。

3. 決めること・すること

貴社が決めること｜10月15日までに

10月9日の対比で、他社の特許の条件を製品が満たしそうなときは、次の2つが考えられます。
①その特許との対比の結果も一覧に書いて、予定どおり10月20日に買い手へ渡す方法
②貴社の留め方を変えるか、その特許を使わせてもらえるよう持ち主と交渉するため、一覧を渡す日を10月20日より後にしてもらう方法
①で一覧に書いておけば、その点は売り手の保証の例外になり、あとで補償を求められる元を減らせます。ただし、買い手が値段や条件を見直すきっかけになることがあります。②は相手のある交渉なので、いつ終わるかは当方では決められません。

当所がすること

10月9日までに　上の「1」の2件の特許との対比の結果（設計変更の案を含む）と、出願前から売っていたかをご報告します。一覧の案（各権利の状況と、買い手が確かめる点）も当所で作ります。貴社の名でお渡しください。

見直し　買い手が今の事業会社から変わったとき、買収の契約書をお預かりしたとき、上の「1」の出願が特許になったときは、ご希望があれば、この書面を作り直してお渡しします。

貴社がすること

10月15日までに　当所がお渡しする一覧に、事実の誤りがないかをご確認ください。

Q. 権利を使わせている相手を思い出せないときは、どうすればよいですか

取引先と交わした契約書を、種類を問わずお送りください。当所で読んで、使わせる約束が入っていないか見つけます。共同開発や製造委託の契約書に紛れていることもあります。

＜この書面の前提と、言えないこと＞

前提　**この書面は、買い手が国内の事業会社であることを前提にしています。**この前提と違うところがあれば、お知らせください。結論が変わることがあります。

調査記録　調べた条件・件数・原文は、別紙「調査記録」でお渡しします（お手元のAIで中身を確かめられるデータも添えます）。

見ていないもの　出願は原則として1年6か月たつまで公開されず、その間は当所でも確認できません。同じ内容の出願がすでにあるかもしれません。

言えないこと　**この書面は、取引の成否や評価額を保証するものではありません。**評価書の作成、知的財産の権利を移す契約書の作成、権利の移転登録は別途お見積りいたします。

知育特許事務所　弁理士　米田　恵太　／　日本弁理士会登録番号第16197号